

社会教育の振興に関する要望

社会教育の振興を図るため、国は次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．科学的思考を身につけた創造性豊かな人材を育成する観点から、市町村が実施する科学教育振興に係る事業に対する財政支援措置を講じること。
- 2．公民館、公立図書館、博物館など公立社会教育施設整備に対する財政措置の拡充を図ること。

以上要望する。